



職員の懲戒処分について

本日、地方公務員法に基づき、区立学校に勤務していた職員の懲戒処分をしましたので、お知らせします。理由は、診断書偽造による病気休暇等の虚偽申請によるものです。

【経緯】

区立学校職員（会計年度任用職員 35歳）が、令和6年3月から同年12月にかけて、病院への通院なく自ら偽造した診断書及び領収書を計10枚使用し、虚偽の病気休暇の取得及び病気休職処分を受けていたことが判明しました。

また、このことにより、総額約58万円の報酬及び賞与を不適正に受給していました。

なお、不適正受給した報酬及び賞与は、既に全額返済しています。

以上の事実と調査した結果に基づき、当該職員を令和7年2月17日付けで懲戒免職処分といたしました。

【被処分職員及び処分内容】

被処分職員	処分内容	発令年月日
《所属》 区立学校 《職》 会計年度任用職員 《年齢》 35歳	免職	令和7年2月17日

【岸本聡子杉並区長 コメント】

このたびの、職員の起こした不正行為につきましては、全体の奉仕者たる公務員として到底許されるものではなく、区民の皆様の信頼を大きく損なうものであり、心よりお詫び申し上げます。

今後、二度とこのような不正行為が発生することがないように、区役所全体で服務規律の確保と綱紀粛正の徹底を図り、区民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

【渋谷正宏教育長 コメント】

このたびの、区立学校に勤務する職員の不正行為で区民の皆様の信頼を裏切ることとなったことは、誠に遺憾であり、改めて深くお詫び申し上げます。

今後、このようなことが二度と起きないように、法令遵守の徹底を図り、再発防止と信頼回復に努めてまいります。

【報道機関 問い合わせ先】

人事課人事係：03-3312-2111 内線1513

教育人事企画課：03-3312-2111 内線1652

総務部広報課：03-3312-2111 内線1502